

# 習志野市立保育所私立化ガイドライン（案）

（令和2年12月24日第四次案）

令和2年〇月

習志野市こども部こども政策課

## 目 次

1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
3. 私立化の方式	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
4. 私立化対象施設	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
5. 移管先法人	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
6. 法人の選定	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
7. 財 産	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
8. 私立化における法人に求める諸条件	・ ・ ・ ・ ・	3～8 ページ
9. 市の責務	・ ・ ・ ・ ・	8～9 ページ

## 1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨

### (1) 第1期計画に対応した私立化ガイドラインの策定

本市では、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上とサービスの拡大を図ることを目指し、平成21年8月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第1期計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定した。

私立化にあたっては運営法人と利用者との信頼関係を基本に、円滑な私立化を行うため、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点等の必要事項を定めた「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を策定し、本ガイドラインを私立化の基本指針とした。

### (2) 第2期計画に対応した私立化ガイドラインの改定

平成25年12月には、第1期計画の理念の継承と、子育て・子育で拠点となるこども園の整備、待機児童対策の強力な推進、老朽化施設への速やかな対応を重要な観点とし、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定した。

保育所の再編としては、老朽化施設の建替えに伴い、国県の補助金を活用し民間により施設を整備・運営する手法（以下、「民間施設整備型」という）による私立化を計画し、それに合わせガイドラインを改定した。特に、保育を継続しながら新施設の準備を進め、本市が市立保育所として行ってきた保育の継承と安定した保育が引き継がれるよう、より具体的に職員の体制や引継ぎの手法等を示し質の確保を図った。

### (3) 第3期計画に対応した私立化ガイドラインの改定

令和2年3月には、第2期計画の理念を継承した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、保育所の私立化については、第2期の手法に準じた方式での実施を計画している。

そこで、保育の質を確保し安定的な保育所運営が継続的に行われるよう、これまで実施してきた私立化の課題を様々な観点で検証し、加えて昨今の保育ニーズの多様化、保育需要拡大による保育士不足等の新たな課題にも視野を広げながら、「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を改定し、これを第3期計画における私立化の基本指針とする。

## 2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方

私立化にあたっては、子どもや保護者との信頼関係を基本として子どもの最善の利益を保証できるよう、次の基本的な考え方のもとに進める。

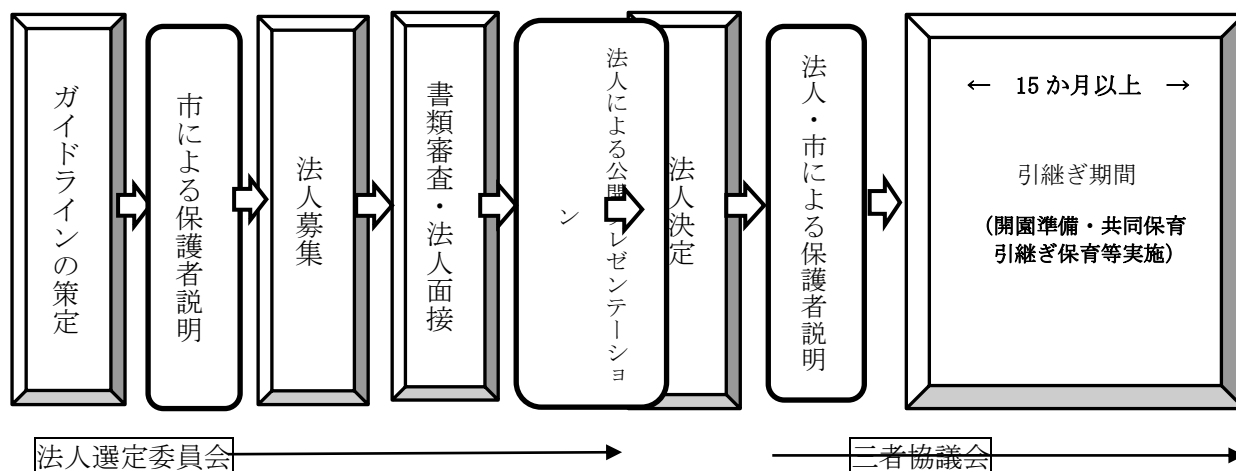
- (1) 保育の質を確保し保育サービスの向上が図れるよう、優良な法人を公募により選定する。
- (2) 私立化にあたっては、私立化対象施設の保護者へ十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本に、意見や要望に配慮しながら実施する。
- (3) 子ども達が安定した保育所生活を営めるよう、十分な引継ぎや私立化後の支援を行い、保育内容及び子ども一人ひとりの発達の特徴を踏まえた援助について、段階的に引継ぐ。

### 3. 私立化の方式

本市では、習志野市就学前保育一元カリキュラムを参考としつつ、民間事業者が自身の判断で柔軟に多様な保育ニーズに対応し、独自性のある保育が実施できるよう、私立化を行う。

私立化にあたっては、本ガイドラインに則り法人を公募・選定し決定する。また、開園準備を含めて15か月間以上の引継ぎ期間を設け、協議を重ねながら開園準備や共同保育等を行う。このことにより市立保育所の保育内容を継承するとともに、子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、私立化後も安定した保育の実施を可能とする。

#### 【私立化の流れ】



※ 公開プレゼンテーションを実施し、法人の提案を直接当該施設保護者が聞く場を設ける。その際保護者からの質疑・意見を法人に示し、回答を得る。また、保護者の意見は法人選考の参考とする。この他、地域や保護者の要望等必要に応じて説明会等を実施する。

※ 移管先法人による施設の建築工事が相当程度完了した段階において、私立化対象施設の保護者に対する施設内覧会を実施する。

### 4. 私立化対象施設

私立化対象施設は「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」によるものとする。

## 5. 移管先法人

移管先法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。

ただし、学校法人については社会福祉法人格を新たに取得することを妨げない。

## 6. 法人の選定

移管先法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が決定する。

移管先法人の選定にあたっては、公開プレゼンテーション等により、直接保護者に法人の運営方針等を伝える機会をもち、保護者の意見や要望等に配慮する。

## 7. 財 産

財産については、次のとおり取り扱う。ただし、土地の賃借料は、保育所運営への影響に配慮しつつ別に定めるものとし、建物及び備品の譲渡額は、資産評価、減価償却等に応じ、その額若しくは無償で譲渡することについて、私立化対象施設ごとに定める。

- ① 土地 原則有償貸与
- ② 建物 原則有償譲渡
- ③ 備品 原則有償譲渡

## 8. 私立化における法人に求める諸条件

移管先法人には国の定める最低基準、千葉県の設備及び運営に関する基準（以下、「千葉県の基準」という。）や「習志野市民間保育所設置及び運営に関する基準」（以下、「本市の基準」という。）等に加え、市立保育所の私立化にあたって以下の諸条件を付す。

### 【1. 保 育】

- ① 保育所保育指針に準拠した保育の実施
- ② 習志野市就学前保育一元カリキュラムを参考とした保育の実施
- ③ 習志野市が示す定員数での施設整備と弾力的な受入れ
- ④ 障がい児保育の実施（特別な支援を要する子の受け入れ）

### ⑤ 開所・保育時間及び休所日

開所時間・・・ 午前7時から午後7時

保育時間・・・ 午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）

午前7時から午後6時の11時間（保育標準時間認定）

休 所 日・・・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び 12月29日から同月31日までの日を原則とする。

### 【2. 給 食】

- ① 完全給食の実施（月曜日から土曜日の間すべて実施すること。）

提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。

② アレルギー対応食の提供

③ おやつを提供

開所日の全ての児童におやつを提供すること。午後のおやつは手作りおやつを中心に乳幼児に応じたものを提供すること。

(乳児…午前、午後各1回、 幼児・・・午後1回)

### 【3. 保育士等の配置基準等】

① 職員数

入所児童数に応じて市立保育所の配置基準に基づく保育士等を確保すること。

② 経験者の確保

ア 施設長

保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する専任の施設長を配置すること。配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、千葉県の基準及び本市の基準に加え、次のいずれかに該当する者であること。

・認可保育所等又は認可保育所に準ずる集团的保育を実施する保育施設で、常勤職員としての保育経験が5年以上である者。

・児童福祉事業における経験年数が5年以上である者。(うち認可保育所等施設長経験1年以上) なお、児童福祉事業経験年数には、地方自治体での経験を算入できる。

・幼稚園での実務経験5年以上で、管理職(園長・教頭等)経験がある者。

イ 主任保育士

保育士資格を有する専任の主任保育士を配置すること。 配置する主任保育士は本市の基準に加え、次のいずれかに該当する者であること。

・主任保育士又はこれに相当すると認められるものとして、認可保育所等の児童福祉施設での経験が3年以上である者。

・児童福祉施設等で、保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が7年以上である者。

ウ 保育士

・施設の実情に応じて保育士資格を有する十分な保育所等の勤務経験や優れた資質・能力を有する者を確保する。

・安定した保育運営と職員育成を図るために、児童福祉施設等での保育経験(※)が5年以上である者をミドルリーダーとして乳児、幼児各1名以上配置すること。

・保育経験(※)5年以上の保育士を3分の1以上配置するよう努めること。

※保育士の資格を有していれば、幼稚園の経験年数を算入することができる。

#### 【4. 関係機関及び地域との連携・交流】

##### ① 関係機関との連携・交流

- ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。
- ・ひまわり発達相談センター、ヘルスステーション、子育て支援課等の子どもの成長発達と保護者を支援する関係機関との連携を図ること。

##### ② 地域との連携・交流

- ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。
- ・地域の民生委員児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

#### 【5. 苦情処理体制の整備】

##### ① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置

#### 【6. 特別保育への対応】

##### ① 延長保育の実施

午後6時から午後7時までの実施を原則とし、保育ニーズを踏まえ、市と協議のうえ最大午後10時までの延長保育を実施する。ただし、延長保育料については午後7時までは徴収しないこと。

※市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。

##### ② 休日保育の実施及び一時預かり保育事業等の実施

在所児童の安定した保育の実施を基本としたうえで、市との協議を経て需要に応じた休日保育、一時預かり保育等の特別保育に積極的に取り組むよう努める。

#### 【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】

##### ① 開園準備・共同保育

本市が指定する期間の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での保育及び必要な協議や計画立案等準備を行う。なお、配置する職員数及び期間は概ね次のとおりと

するが施設の状況により市と当該保育所及び法人の協議にて決定する。

職種	職員数	期間
施設長	1名	3か月～1年
主任保育士	1名	3か月～1年
保育士	2名以上	3か月～1年
看護師	1名	2週間～2か月
栄養士	1名	2か月
調理員	1名	1か月

## ② 保育の引継ぎ

私立化後の1年間に、法人は、市の配置する担当職員から職務に応じて施設運営の助言、保育の支援及び助言、保育の継承等を受ける。また、市は、法人が安定した施設運営の基盤を築けるよう組織的な支援を行う。なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。

配置する市担当職員	形態
① 施設専属配置職員 私立化対象施設の保育士であった者2名 (内 主任保育士相当職1名)	① 状況に応じて市の配置職員より保育支援及び助言を受け、保育を継承する。
② 定期的な訪問 (適時) こども保育課指導研修担当者等	② 指導研修担当者等による定期訪問、及び適時訪問により職務に応じて法人が助言を受けたり、必要な協議を行ったりする。

## ③ 勤務の継続

開園準備・共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として業務受託期間及び引継ぎ期間も継続して当該施設に従事し、安定した園運営の実現と継続に努めること。

## ④ 保育状況の公開

共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。

## 【8. 保育の質の向上】

法人は常に保育の質の向上を目指し、保育環境や保育内容に加え、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上等に努めること。



① 第三者評価の受審

私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。

② 研修会への参加等

法人は職員に対し、保育に関する資質向上（知識・技能）を目的に、本市が実施する研修会等に積極的に参加させること。また、職員は研修で得た知識及び技能を他の職員と共有し、保育実践に生かすよう努めること。

③ 関係機関との連携

園長、主任、看護師、栄養士等については、他施設との積極的な情報の共有及び交換を行うこと。

④ 職員研修の計画的な実施

法人は常に職員の育成の観点をもって、初任者から管理職員までのそれぞれの職位や職務内容等を踏まえた体系的な職員の研修計画を作成し、実施に努めること。

【9. 保護者、市との連携】

① 三者協議会の設置

移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続させること。

【10. 災害、事故等への対策】

① 重大事故発生時の対応マニュアル作成及び入所児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備

② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施

③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成

④ 消防法に規定する防火管理者の設置

⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月1回以上の訓練の実施

⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施

⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備

⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

【11. その他】

① 費用負担

本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。

## 9. 市の責務

### 【1. 保護者説明】

#### ① 情報提供

私立化の経過において当該施設の保護者に対し、適宜保護者説明会を実施すると共に、文書において情報の提供をする。

#### ② 個別対応

保護者の要望に応じて、個別の相談や説明会を随時実施する。

### 【2. 保育見学会】

#### ① 保育状況の公開

共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学や法人との懇談会を行う機会を設ける。

### 【3. 転所希望者への対応】

#### ① 転所希望者への配慮

私立化を理由として他の保育所への転所を希望する方に対しては、私立化を行う年度に限り転所の決定に配慮する。

### 【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】

#### ① 開園準備・共同保育

最長1年間の準備期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の移管先法人職員を、私立化対象施設に配置させ、協議を重ねながらの開園準備及び共同での保育を実施する。

なお、配置させる職員数及び期間については、「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ①共同保育】」のとおりとし、それに要する経費は移管先法人と協議のうえ、市が負担する。

#### ② 保育の引継ぎ

私立化後の1年間に、私立化対象施設の職員であった者2名を（内主任保育士相当職1名）配置し、移管先法人への保育の支援及び助言、保育の継承を行う。

なお、配置する職員数及び形態は「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ②保育の引継ぎ】」のとおりとする。

### 【5. 運営支援】

#### ① 定期的な訪問

保育の引継ぎ期間を終了した後、こども保育課の指導研修担当者等が定期的に保育所

を訪問し、保育や保育所運営に関する事柄、研修及び職員育成の実施状況等について確認し、助言を移管先法人に行うとともに、相談に応じる。

#### 【6. 課題解決】

##### ① 調整の実施

私立化に伴い生じた課題については、市が相談窓口となり、必要に応じて三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行う。

#### 【7. 相談窓口】

##### ① 相談窓口の設置

私立化に伴うさまざまな課題や問題に対しては、こども政策課が窓口となり、保護者等からの相談に応じていく。また、必要に応じて関係部署と連絡・調整を図りながら課題解決に向けて連携をとっていく。

#### 【8. ガイドラインの履行】

##### ① 履行の確認

市は移管先法人による管理運営及び保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行う。

##### ② 覚書の締結

ガイドラインの適切な履行のため、法人決定後に市と法人との間で、移管及び引継ぎに関する覚書を締結する。